

最近の年金関連トピックス

2020年4月

目次

本資料掲載のトピックス	… 3
1. 公的年金関連	
1-1. 公的年金の2020年度の年金額改定について	… 7
1-2. 「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律案」が国会へ提出 ～公的年金関連～	… 8
2. 企業年金制度関連	
2-1. 財政悪化リスク相当額にかかる特別算定方法の見直しに関する告示及び通知の改正について	…13
2-2. 2020年度下限予定利率および基準死亡率の改正に関する意見募集について	…15
2-3. 「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律案」が国会へ提出 ～私的年金関連～	…17
2-4. リスク対応掛金を考慮した事業所減少時一括拠出金の規定について	…20
2-5. 基準死亡率の見直しおよび2020年度下限予定利率等の改正について	…24
3. その他トピックス	
3-1. 労働政策審議会、厚生労働大臣に建議を提出	…28
3-2. 厚生労働大臣、「雇用保険法等の一部を改正する法律案要綱」を労働政策審議会に諮問	…30
3-3. 国家公務員等の定年延長法案が国会に提出	…21
4. 年金ニュース・年金メールマガジン発行履歴(2020年1月～3月)	…34

※ 2020年1月～2020年3月の三菱UFJ年金ニュース・MUTB年金メールマガジンを基に、項目別に編集致しました。

本資料掲載のトピックス

〈年金制度改正の動向〉 ⇒P8、17

昨年の「年金部会」「企業年金・個人年金部会」の議論の結果、3月3日、「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律案」が国会に提出されました。以下、法律の施行日等、新たに判明した事項も含め、概要をご案内いたします。(下図表1・2参照)

〈図表1: 公的年金の主な改正項目〉

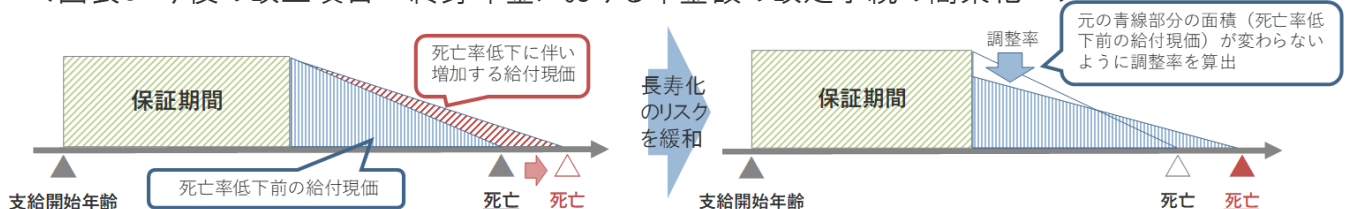
内容	詳細	施行日
被用者保険の適用拡大	・100人超規模の企業まで適用する ・短時間労働者に対する1年以上の勤務期間要件は撤廃し、フルタイムの被保険者と同様に2ヶ月超の要件を適用する ・5人以上の個人事業所のうち土業について、適用業種に追加する	2022/10/1
	・50人超規模の企業まで適用する	2024/10/1
在職中の年金受給の在り方の見直し	・低在老の支給停止基準額を、28万円から高在老と同じ47万円に合わせる ・高在老について、在職中から年金額の改定を毎年行う「在職定時改定」を導入する	2022/4/1
受給開始時期の選択肢の拡大	・受給開始時期の選択肢の上限を70歳から75歳まで引き上げる ・70～80歳の間で老齢年金を請求した際、繰下げを選択しない場合、その5年前に繰下げがあったものとみなす	2022/4/1 2023/4/1

〈図表2: 企業年金・個人年金の主な改正項目〉

内容	DB	DC	施行日
受給開始時期の選択肢拡大	・上限年齢を70歳まで拡大	・上限年齢を75歳まで拡大	DB…公布日 DC…2022/4/1
制度間のポータビリティの改善	・終了したDBからiDeCoへ移換可能	・企業型DCから通算企業年金へ移換可能	2022/5/1
加入可能要件の見直し	-	・企業型…年齢要件等を撤廃、厚生年金被保険者は加入可能 ・個人型…年齢要件を撤廃、国民年金被保険者は加入可能	2022/5/1
中小企業向け制度の対象範囲の拡大	-	・簡易型DC・iDeCo+を実施可能な企業規模…300人以下に拡大	公布から6月以内
企業型DC加入者のiDeCo加入の要件緩和	-	・企業型DC加入者のiDeCo加入…規約の定め等なくてもiDeCoに加入できるよう改善 ・マッチング拠出とiDeCo加入の選択可能	2022/10/1
中途引き出しの改善	-	・外国籍人材が帰国する際、要件を満たせば脱退一時金を受給できる	2022/5/1
企業型DCの手続き面の改善	-	・企業型DC規約における軽微な変更手続の簡素化等	公布から6月以内
iDeCoのガバナンス確保	-	・iDeCoの継続投資教育に係る国民年金基金連合会と企業年金連合会の連携強化	公布日

また、今後、DBの各種手続の改善の中で、終身年金における年金額の改定手続の簡素化が見込まれます。債務計算に用いる死亡率は概ね5年毎に更新されますが、長寿化が進展して、死亡率が改善すると、終身年金を採用している企業では後発債務が発生するという課題がありました。企業負担の増加を回避するために、保証期間後の給付額を自動的に調整することが可能になると想定されます(図表3)。時期は未定ですが、近く政省令が改正される見通しです。

〈図表3: 今後の改正項目～終身年金における年金額の改定手続の簡素化～〉



本資料掲載のトピックス

〈高年齢者の雇用・就業機会の確保〉 ⇒P28、30、31

昨年の「労働政策審議会」の議論の結果、2月4日、「雇用保険法等の一部を改正する法律案」が国会に提出されました。そのうち、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」等については以下の通りです。（下図表4参照）

〈図表4:「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」の改正項目〉

○「70歳までの就業機会確保措置」（それぞれの高齢者の特性に応じた活躍のため、とりうる選択肢を広げる）

- ①定年廃止
- ②70歳までの定年延長
- ③70歳までの継続雇用制度
- ④他の企業（子会社・関連会社以外）への再就職の実現
- ⑤個人フリーランス契約への資金提供（70歳までの継続的な業務委託契約の締結）
- ⑥個人の起業支援（70歳までの継続的な業務委託契約の締結）
- ⑦個人の社会貢献活動参加への資金提供
（事業主が自ら実施する事業または事業主が委託、出資、その他援助を行う団体への従事）

○【2段階の法整備】（⇒2020年通常国会に第1段階の法案を提出）

- ・ 第1段階・・・70歳までの就業機会確保を努力義務とする（2021年4月1日施行予定）
- ・ 第2段階・・・現行法のような義務化のための法改正を検討する
（健康状態が良くない、出勤率が低いなどで労使が合意した場合について、適用除外規定を検討）

また、3月13日には「国家公務員法等の一部を改正する法律案」および「地方公務員法の一部を改正する法律案」が国会に提出され、2022年4月1日施行予定です。（下図表5・6参照）

〈図表5:「国家公務員法等の一部を改正する法律案」の改正項目〉

内容	詳細
定年年齢の段階的引上げ	・定年を60歳から65歳に段階的に引き上げ ・現行の60歳定年退職者の再任用制度は廃止（段階的引上げ期間中は経過措置として存置）
役職定年制の導入	・管理監督職職員は60歳（事務次官等は62歳）の誕生日～最初の4/1の間に管理監督職以外に異動 ・公務運営に著しい支障が生じる場合に限り、引き続き管理監督職として勤務
60歳に達した職員の給与	・役職定年により異動した職員の俸給月額を異動前の7割水準 ・人事評価について、施行日までに所要の措置 ・給与水準を考慮し、昇任・昇格・昇給の基準等について2030年3月31日までに所要の措置
高齢期における多様な職業生活設計の支援	・60歳以後の定年前退職者を、本人の希望により短時間勤務制の職に採用できる制度を導入（任期は65歳まで） ・当分の間、60歳以後の定年前退職者は定年を理由とする退職と同様の退職手当を算定

〈図表6:「地方公務員法の一部を改正する法律案」の改正項目〉

内容	詳細
役職定年制の導入	・役職定年の対象範囲及び役職定年年齢は、国家公務員とのバランスを考慮して条例を設定
定年前再任用短時間勤務制の導入	・60歳以後の定年前退職者を、本人の希望により短時間勤務制の職に採用できる制度を導入（任期は65歳まで）

1. 公的年金関連

1-1. 公的年金の2020年度の年金額改定について

- 厚生労働省が公的年金の2020年度の年金額を公表
- 前年度から0.2%引き上げ

～以下、メールマガジン「公的年金の2020年度の年金額改定について
(1/27)」転載～

厚生労働省は、総務省が2019年平均の全国消費者物価指数を公表したことを受け、公的年金の2020年度の年金額を、2019年度から0.2%引き上げることを公表しました(※1)。

公的年金の年金額は、毎年、物価や賃金の上昇率に応じて、改定されます。法律による年金額改定ルールでは、今回のように、「物価変動率>賃金変動率>0」である場合、年金を受給し始める際の年金額(新規裁定年金)、受給中の年金額(既裁定年金)ともに、名目手取り賃金変動率を用いることとなります。

2020年度の年金額改定は、物価変動率(0.5%)が名目手取り賃金変動率(0.3%)よりも高いため、新規裁定年金・既裁定年金ともに名目手取り賃金変動率(0.3%)を用い、さらにマクロ経済スライド(※2)によるスライド調整率(▲0.1%)を差し引くため、改定率は0.2%となります。

(ご参考)

※1 厚生労働省 プレスリリース

<https://www.mhlw.go.jp/content/12502000/000588114.pdf>

※2 マクロ経済スライドとは、現役被保険者の減少と平均余命の伸びに基づいて、年金額を自動的に調整する仕組みのことです。具体的には、年金額の改定率は、物価・賃金の変動率からスライド調整率を控除することによって算出されます。

1-2. 「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律案」が国会へ提出～公的年金関連～

- 「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律案」を国会に提出
- 公的年金についての主な改正は、①被用者保険の適用拡大、②在職中の年金受給の在り方の見直し、③受給開始時期の選択肢の拡大等

ポイント

三菱UFJ年金ニュースNo.488(3/5)

- 3月3日、「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律案」^{※1}が国会に提出されました。
- 本法案の改正項目は以下のとおりですが、本号ではこのうち公的年金にかかる改正法律案(以下、項目番号の1, 2, 3, 5)について、ご案内します。
 1. 被用者保険の適用拡大
 2. 在職中の年金受給の在り方の見直し
 3. 受給開始時期の選択肢の拡大
 4. 確定拠出年金の加入要件の見直し等
 5. その他

[※1 年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律案](#)

1. 被用者保険の適用拡大

- 短時間労働者を適用対象とすべき事業所の企業規模要件を段階的に引き下げ

① 500人超⇒100人超

【施行日】 2022年10月1日

② 100人超⇒ 50人超

【施行日】 2024年10月1日

- 適用対象とすべき短時間労働者の勤務期間を、1年以上から2カ月超に変更

【施行日】 2022年10月1日

- 5人以上の個人事業所に係る適用業種に、「士業」^{※2}を追加

【施行日】 2022年10月1日

※2 弁護士、司法書士、行政書士、土地家屋調査士、公認会計士、税理士、社会保険労務士、弁理士、公証人、海事代理士

1-2. 「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律案」が国会へ提出～公的年金関連～

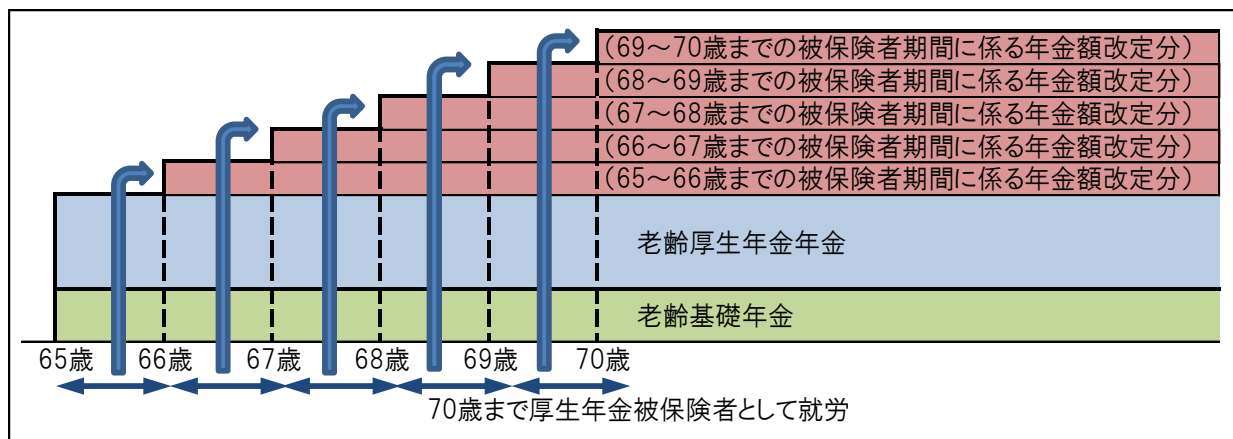
2. 在職中の年金受給の在り方の見直し

- 60～64歳の在職老齢年金(低在老)の支給停止基準額を、28万円⇒47万円(2020年度額)に引き上げ

【施行日】 2022年4月1日

- 65歳以上の在職老齢年金(高在老)の年金額を毎年定時に改定する

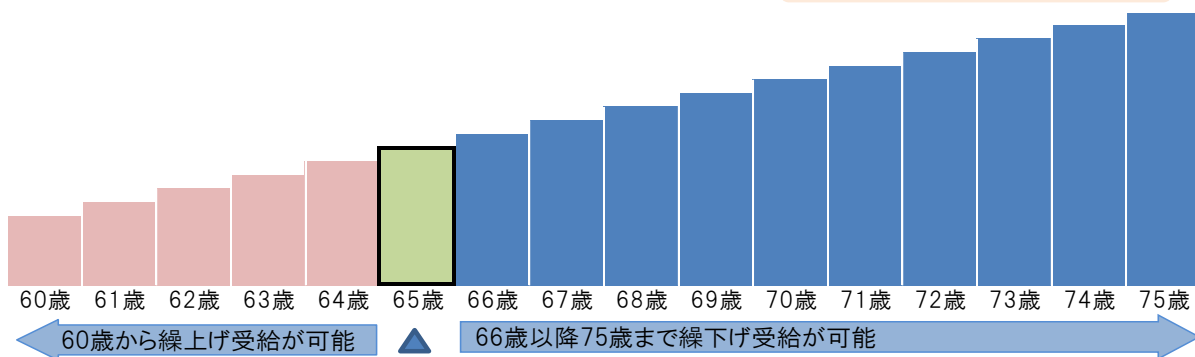
【施行日】 2022年4月1日



3. 受給開始時期の選択枝の拡大

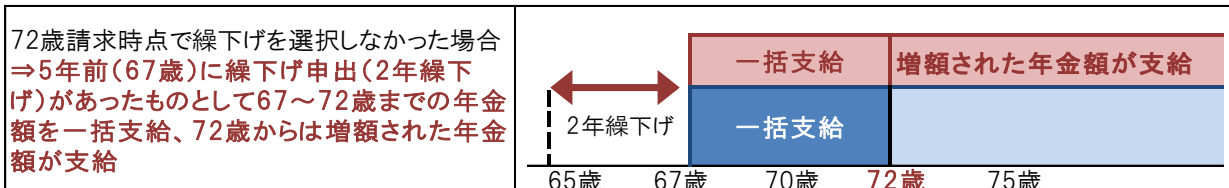
- 年金の受給開始時期の選択枝を、「60～70歳」⇒「60～75歳」に拡大する

【施行日】 2022年4月1日



- 70～80歳の間で老齢年金を請求した際、繰下げを選択しない場合には、その5年前に繰下げの申し出があったものとみなす(時効による支分権の消滅を避ける措置)

【施行日】 2023年4月1日



1-2. 「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律案」が国会へ提出～公的年金関連～

5. その他

改正項目	改正概要	施行日
(1) 国民年金手帳から基礎年金番号通知書への切替え	業務の効率化(交付コストの節減等)の観点から、新たに国民年金第1～3号被保険者となった者から、「基礎年金番号通知書」に切替え	2022年4月1日
(2) 未婚のひとり親等の申請全額免除基準への追加	個人住民税の非課税措置の対象の追加に併せて、未婚のひとり親についても国民年金保険料の申請全額免除の対象者として追加	2021年4月1日
(3) 短期滞在の外国人に対する脱退一時金制度の支給上限年数の見直し(3⇒5年に引き上げ)	支給上限年数について、3年から5年に引き上げ(具体的な年数は政令で規定)	2021年4月1日
(4) 年金生活者支援給付金制度における所得・世帯情報の照会対象者の見直し等	所得・世帯情報の取得対象者について、新たに支給対象者となり得る者まで拡大	公布日
	所得額の改定日(切替時期)を8月から10月に変更	2021年8月1日
(5) 児童扶養手当と障害年金の併給調整の見直し	児童扶養手当について、障害年金の子の加算額との差額を支給するよう変更	2021年3月1日
(6) 2カ月を超えて雇用が見込まれる者の被用者保険の早期加入措置	2ヶ月を超えて使用されることが見込まれる者は、当初2ヶ月も厚生年金・健康保険の適用対象とする	2022年10月1日
(7) 厚生年金保険法における日本年金機構の調査権限の法整備	適用事業所である蓋然性が高いと認められる未適用事業所への立入調査を、日本年金機構が法的権限に基づき行えるように変更	公布日から起算して20日を経過した日
(8) 年金担保貸付事業等の廃止	年金担保貸付事業の廃止のために必要な法制上の措置を講じる	2022年4月1日

2.企業年金制度関連

2-1. 財政悪化リスク相当額にかかる特別算定方法の見直しに関する告示及び通知の改正について

- 財政悪化リスク相当額にかかる特別算定方法の見直しに関する告示及び通知を改正
- 新たに「厚生労働大臣の承認が不要な特別算定方法」を追加

ポイント

三菱UFJ年金ニュースNo.486(1/7)

- 財政悪化リスク相当額にかかる特別算定方法の見直しについて、告示^{※1}及び通知^{※2}が改正されましたので、ご案内します。
- 内容は、財政悪化リスク相当額の算定方法として、新たに「厚生労働大臣の承認が不要な特別算定方法」を設けるというもので、意見募集時の内容から変更はありません^{※3}^{※4}。
- 厚生労働大臣の承認が不要になるのは、「これまで承認してきた実績がある計算手法の中で、ある程度確立されたもの」とされました。
- これにより、事業主・企業年金基金における財政悪化リスク相当額の算定方法にかかる申請手続きの一部について、簡素化及び事務負担の軽減が図られます。

※1 [確定給付企業年金法施行規則第四十三条第一項に規定する通常の予測を超えて財政の安定が損なわれる危険に対応する額の算定方法の一部を改正する件](#)

※2 [確定給付企業年金法施行規則第四十三条第一項に規定する通常の予測を超えて財政の安定が損なわれる危険に対応する額の算定方法の一部を改正する件\(令和元年厚生労働省告示第211号\)の適用に伴う「確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等について」の一部改正について](#)

[確定給付企業年金法施行規則第四十三条第一項に規定する通常の予測を超えて財政の安定が損なわれる危険に対応する額の算定方法の一部を改正する件\(令和元年厚生労働省告示第211号\)の適用に伴う「確定給付企業年金の財政計算等に係る特例的扱いについて」の一部改正について](#)

※3 [確定給付企業年金法施行規則第四十三条第一項に規定する通常の予測を超えて財政の安定が損なわれる危険に対応する額の算定方法の一部を改正する件\(案\)に関する御意見募集\(パブリックコメント\)について](#)

※4 [確定給付企業年金法施行規則第四十三条第一項に規定する通常の予測を超えて財政の安定が損なわれる危険に対応する額の算定方法\(平成28年厚生労働省告示第412号\)の改正に伴う関係通知の改正\(案\)に関する御意見募集\(パブリックコメント\)について](#)

改正内容

改正前	改正内容
<p>➤ 財政悪化リスク相当額の算定方法は2種類^{※5}</p> <ul style="list-style-type: none"> ・標準算定方法 ・特別算定方法 	<p>➤ 財政悪化リスク相当額の算定方法は3種類^{※5}</p> <ul style="list-style-type: none"> ・標準算定方法 ・厚生労働大臣の承認が必要な特別算定方法 ・厚生労働大臣の承認が不要な特別算定方法 <p>➤ 2019年12月27日から適用 なお、同日より前に特別算定方法の申請を行っているものは、改正前の例によるものとする</p>

※5 標準算定方法: 資産区分ごとの資産額に厚生労働省が定めるリスク係数を乗じた額の合計額に基づき算定する方法
特別算定方法: 厚生労働大臣の個別承認を得て、制度の実情に応じて事業主が自ら定める算定方法

2-1. 財政悪化リスク相当額にかかる特別算定方法の見直しに関する告示及び通知の改正について

厚生労働大臣の承認が不要な特別算定方法

- 特別算定方法のうちこれまで承認してきた実績がある計算手法の中で、ある程度確立されたものとして、以下①②の方法で計算する場合、厚生労働大臣の承認(すなわち事前の審査)を不要とする

① 価格変動リスク※6

(1) 現有資産の資産構成割合ではなく、政策的資産構成割合※7に基づき算定する方法

(2) 権利義務承継、確定拠出年金への移換、事業所追加等を理由に積立金の額が増減する場合に、それを織り込み算定する方法

② 負債変動リスク※8

予定利率が1%低下した場合の債務の増加リスクを見込む方法

※6 資産の運用結果により積立金の額が変動することで、積立不足が生じるリスク

※7 積立金の運用の目標を達成するために定める長期にわたり維持すべき資産の構成割合のこと

※8 予定利率等の基礎率の変動に伴い債務が変動することで、積立不足が生じるリスク

2-2. 2020年度下限予定利率および基準死亡率の改正に関する意見募集について

- 2020年度下限予定利率及び基準死亡率の改正に関する意見募集
- 下限予定利率は年▲0.1%

ポイント

三菱UFJ年金ニュースNo.487(2/3)

- DB年金における継続基準の下限予定利率と基準死亡率改正に関する意見募集※1※2が開始されましたので、ご案内します。
 - ・2020年度の継続基準の下限予定利率:年▲0.1%
 - ・基準死亡率:厚生年金本体の財政検証結果の公表を受け、死亡率の前提が見直されたことから改正するもの
- 適用期日等
 - ・公布日:2020年3月下旬(予定)
 - ・適用日:2020年4月1日
- なお、基準死亡率に乗じる各種係数の取扱い、適用時期の詳細等につきましては、判明次第ご案内します。

※1 [確定給付企業年金法施行規則第四十三条第二項第一号及び第二号に規定する予定利率の下限及び基準死亡率の一部を改正する件\(案\)に関する御意見募集\(パブリックコメント\)について](#)

※2 意見募集期限:2020年2月28日

予定利率の設定方法と履歴

- ✓ 継続基準における下限予定利率は、10年国債の直近1年平均と5年平均のいずれか低い率を基準に設定されています。

年度	継続基準 (下限予定利率)	非継続基準
2016	0.3%	1.76% (1.408%~2.112%)
2017	▲0.1%	1.46% (1.168%~1.752%)
2018	0.0%	1.24% (0.74%~1.74%)
2019	0.0%	1.05% (0.55%~1.55%)
2020	▲0.1%	0.81% (0.31%~1.31%)

(注)2020年度の数値は見込みの値です。

2-2. 2020年度下限予定利率および基準死亡率の改正に関する意見募集について

基準死亡率および係数変更の影響

- 60歳(男子)を例とした、基準死亡率の影響は以下のとおり

【継続基準】	平均余命	年金現価率(予定利率2.5%)		
		単純終身	15年保証付終身	20年保証付終身
① 現行予定死亡率	23.63年	17.25859	18.14154	18.94173
② 新予定死亡率	24.47年	17.75612	18.50055	19.21051
③ 変化(②/①-1)	+3.6%	+2.9%	+2.0%	+1.4%

【非継続基準】	年金現価率(予定利率0.81%(注))		
	単純終身	15年保証付終身	20年保証付終身
① 現行予定死亡率および係数	22.26227	23.17223	24.11461
② 新予定死亡率および係数	22.93383	23.70068	24.53504
③ 変化(②/①-1)	+3.0%	+2.3%	+1.7%

(注) 予定利率は2020年度に適用される見込みの率としている

2-3. 「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律案」が国会へ提出～私的年金関連～

- 「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律案」を国会に提出
- 企業年金・個人年金については企業型DC、iDeCoの改正が中心

ポイント

三菱UFJ年金ニュースNo.489(3/5)

- 3月3日、「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律※」が国会に提出されました。
- 本法案には、社会保障審議会企業年金・個人年金部会にて提示されたDB・DC年金関連の改正項目のうち、法改正が必要な内容が含まれます。
- その他の改正項目は、今後、政省令等により整備される見込みです。

※ 年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律案

DB・DC年金関連改正の主な内容

赤字＝本法案記載事項

b>

大分類	法改正項目 中分類	対象制度		
		DB	企業型DC	iDeCo
拠出時・給付時の仕組み	加入可能要件の見直し(企業型DC、iDeCo)		○	○
	受給開始時期等の選択肢拡大(DB、DC)	○	○	○
制度の普及等に向けた改善	中小企業向け制度の対象範囲の拡大等		○	○
	加入者資格等	○	○	
	企業型DC加入者のiDeCo加入の要件緩和		○	○
	iDeCoに係るその他の改善 (iDeCo加入申込み等のオンライン化等)		○	○
	DCにおける中途引出しの改善		○	○
	制度間のポータビリティの改善	○	○	○
	その他のDCの手続き面の改善 (企業型DCの規約変更の手続の簡素化、 事業主による業務報告、事業主による 従業員の資格の確認等)		○	○
	DBの各種手続き (リスク対応掛金に係る規約変更、給付額 改定等)	○ ○		
ガバナンスの確保等	ガバナンスの確保(DB、企業型DC、iDeCo)	○	○	○
その他	いわゆる選択型DC・選択制DC		○	

2-3. 「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律案」が国会へ提出～私的年金関連～

1. DB・DC共通改正項目

項目	改正概要
受給開始時期の 選択肢の拡大	(DB法第36条)【変更】 ・DBは、受給開始時期の設定可能な範囲を、現行の「60歳以上65歳以下」から「60歳以上70歳以下」の規約で定める年齢に達したときに拡大 【施行日】 公布日
	(DC法第34条)【変更】 ・企業型DC・iDeCoとも、受給開始時期の上限を「70歳」から「75歳」まで引き上げる 【施行日】 2022年4月1日
制度間のポータビリティの改善	(DB法第82条の四)【新設】 ・終了したDBからiDeCoへの移換を可能とする 【施行日】 2022年5月1日 (DC法第54条の五)【新設】 ・企業型DCから企業年金連合会の通算企業年金への移換を可能とする

2. DC改正項目

項目	改正概要
加入可能要件の見直し	(第9条)【変更】 ・企業型DCは、年齢要件と同一事業所継続使用要件を撤廃し、厚生年金被保険者であれば加入者とする ・ただし、企業年金規約で一定の資格を定めた場合における当該資格を有しない者は、企業年金加入者とし 【施行日】 2022年5月1日 (第62条)【変更】 ・iDeCoは、年齢要件を撤廃し国民年金被保険者であれば加入可能とする（これにより例えば60歳以上の国民年金第2号被保険者等もiDeCoに加入可能となる）
中小企業向け制度の対象範囲の拡大	(第3条、第55条)【変更】 ・簡易型DCおよび中小事業主掛金納付制度(iDeCoプラス)の実施可能な企業規模を、現状の従業員100人以下から300人以下に拡大する 【施行日】 公布から6月以内
企業型DC加入者のiDeCo加入の要件緩和	(第62条)【変更】 ・規約の定めや事業主掛金の上限の引き下げがなくても、全体の限度額から事業主掛金を控除した残余の範囲内で、iDeCoに加入できるようにする ・企業型DC規約に加入者マッチングの定めがある場合、マッチング拠出かiDeCo加入かを加入者ごとに選択できるようにする 【施行日】 2022年10月1日

2-3. 「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律案」が国会へ提出～私的年金関連～

2. DC改正項目(続き)

項目	改正概要
中途引き出しの改善	<p>(附則第2条の2、第3条)【変更】 【施行日】 2022年5月1日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外国籍人材が帰国する等の際には、公的年金と同様、通算の掛金拠出期間が短いこと等の要件を満たせば、脱退一時金を受給できるようにする <p style="text-align: right;">【施行日】 2021年4月1日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通算拠出期間は、現在の「3年以下」要件を「政令で定める期間内※」に変更 ※公的年金の改正との平仄をとり、「5年」となる見込み
手続き面の改善 (企業型DCの規約 変更手続の簡素化)	<p>(第6条)【変更】 【施行日】 公布から6月以内</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業型年金規約の軽微な変更をしたときは、遅滞なく、厚生労働大臣に届け出なければならない。ただし、資産管理機関の名称、住所地、省令で定める事項はこの限りではない
iDeCoのガバナンス 確保	<p>(第73条)【変更】 【施行日】 公布日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・iDeCoの継続投資教育について、企業年金連合会も委託を受けられるようにすることで、企業年金連合会が実施するセミナー等にiDeCo加入者が参加できるようにするなど、両連合会の連携を強化する

2-4. リスク対応掛金を考慮した事業所減少時一括拠出金の規定について

- リスク対応掛金を設定している場合の事業所減少時の一括拠出金の規定について厚生労働省に照会
- 特別掛金に繰越不足金を加算した額を一括拠出金の算定基礎としている場合、「純資産額」が「数理債務－特別掛金収入現価」を下回る金額を算定基礎に含めてもよい

ポイント

三菱UFJ年金ニュースNo.490(3/16)

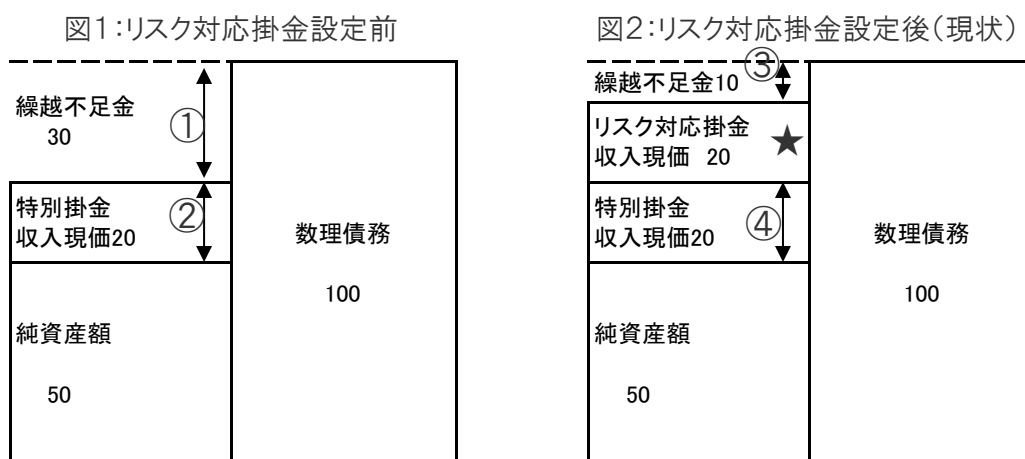
- 今般、リスク対応掛金を設定している場合の事業所減少時一括拠出金の規定について厚生労働省に照会した結果、規則第八十八条の二第一項第2号又は第5号に記載の方法(※1)を採用しているのであれば、「純資産額」が「数理債務－特別掛金収入現価」を下回る金額を算定基礎に含めてもよいことが確認されました。

※1.特別掛金に繰越不足金を加算した額を一括拠出金の算定基礎とする方法

現行の算定方法

- ✓ 事業所減少時一括拠出金の算定基礎には「特別掛金収入現価」だけでなく、規約に定めることにより「繰越不足金」を含めることができます。(算定基礎は下図1①+②=50)
- ✓ リスク対応掛金を設定した場合、「純資産額」が「数理債務－特別掛金収入現価」を下回った額の全部または一部が「リスク対応掛金収入現価」により相殺されるため、現在の規約例(※2)に沿う形で規約を定めていると、当該額(下図2★=20)が一括拠出金の算定基礎に含まれないこととなります。(算定基礎は下図2③+④=30)

※2.厚労省事務連絡「確定給付企業年金規約例」として、認可承認事務円滑化のため示されたもの



2-4. リスク対応掛金を考慮した事業所減少時一括拠出金の規定について

新たに確認された算定方法

- ✓ 今回の厚生労働省からの回答により、リスク対応掛金を設定しない場合に生じていたはずの「不足金相当額」(下図3⑥の20)を、一括拠出金の算定基礎に含めてもよいことが確認されました。(算定基礎は下図3⑤+⑥+⑦=50)
 - ✓ また、「別途積立金」を有する制度では、別途積立金を残して算定した「不足金相当額」(下図4⑧の30)を用いてもよいとされました。(算定基礎は下図4⑧+⑨=50)
ただし、「別途積立金」を残したまま「不足金相当額」を算定基礎に含めることについては減少事業所の理解が得にくい可能性も想定されるため、「別途積立金」相殺後の「不足金相当額」を算定基礎とすることを推奨します。(算定基礎は下図4⑧+⑨-⑩=25)
- (注)「リスク対応掛金収入現価」そのものを算定基礎とすることはできない点にご留意ください。

図3: 変更案(別途積立金を有しない場合)

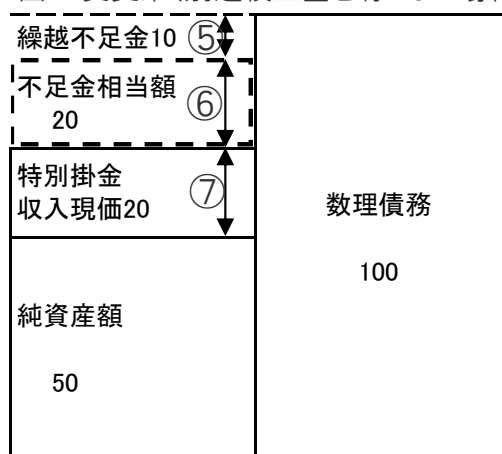
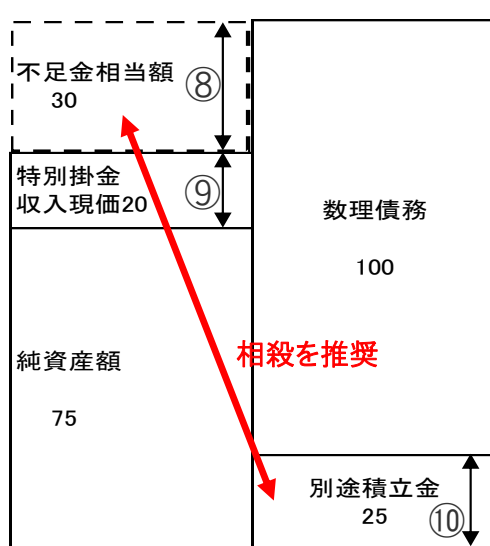


図4: 変更案(別途積立金を有する場合)



今後の対応について

- ✓ 現行の算定方法(前記図2の取扱い)を継続する場合には、特段の手続きは不要です。
- ✓ 今回、新たに確認された内容(上記図3・図4の取扱い)を検討し、採用する場合には、規約変更の手続きが必要となります。(別紙「規約変更例」ご参照)

2-4. リスク対応掛金を考慮した事業所減少時一括拠出金の規定について

別紙1

規約変更例(規約型の場合)

現行	変更例
<p>(実施事業所の減少に係る掛金の一括拠出) 〔第94条〕本制度の実施事業所が減少する場合(実施事業所の事業主が、分割又は事業の譲渡により他の実施事業所の事業主以外の事業主にその事業の全部又は一部を承継させる場合〔及び実施事業所に使用される加入者数が、〇〇以上減少した場合〕を含む。)において、当該減少に伴い他の実施事業所の事業主の掛金が増加することとなるときは、当該減少に係る実施事業所(以下この条において「減少実施事業所」という。)の事業主は、当該増加する額に相当する額として次の各号に掲げる額を合算した額を、掛金として一括して拠出しなければならない。</p> <p>一 減少実施事業所が減少しなかったならば減少実施事業所の事業主が拠出することとなる特別掛金の額の予想額の現価</p> <p>二 減少実施事業所が減少する日の直前の事業年度の末日(当該減少する日が直前の事業年度の末日から起算して4月を経過する日までの間にある場合にあつては、当該直前の事業年度の前事業年度の末日)における本制度の繰越不足金(規則第112条第2項の規定により当該事業年度に繰り越された不足金をいう。)の額に前号の特別掛金の予想額の現価を本制度の特別掛金の予想額の現価で除して得た率を乗じて得た額</p> <p>2 前項の掛金は、減少実施事業所の事業主が全額を負担する。</p>	<p>(実施事業所の減少に係る掛金の一括拠出) 〔第94条〕本制度の実施事業所が減少する場合(実施事業所の事業主が、分割又は事業の譲渡により他の実施事業所の事業主以外の事業主にその事業の全部又は一部を承継させる場合〔及び実施事業所に使用される加入者数が、〇〇以上減少した場合〕を含む。)において、当該減少に伴い他の実施事業所の事業主の掛金が増加することとなるときは、当該減少に係る実施事業所(以下この条において「減少実施事業所」という。)の事業主は、当該増加する額に相当する額として次の各号に掲げる額を合算した額を、掛金として一括して拠出しなければならない。</p> <p>一 減少実施事業所が減少しなかったならば減少実施事業所の事業主が拠出することとなる特別掛金の額の予想額の現価</p> <p>二 減少実施事業所が減少する日の直前の事業年度の末日(当該減少する日が直前の事業年度の末日から起算して4月を経過する日までの間にある場合にあつては、当該直前の事業年度の前事業年度の末日)において本制度の特別掛金の予想額の現価及び規則第47条に定める特例掛金の予想額の現価並びに積立金の額(「時価で評価した額から別途積立金を控除して得た額；時価で評価した額」とする。)を合算した額が数理債務の額を下回る額に前号の特別掛金の予想額の現価を本制度の特別掛金の予想額の現価で除して得た率を乗じて得た額</p> <p>2 前項の掛金は、減少実施事業所の事業主が全額を負担する。</p>

2-4. リスク対応掛金を考慮した事業所減少時一括拠出金の規定について

別紙2

規約変更例(基金型の場合)

現行	変更例
<p>(実施事業所の減少に係る掛金の一括拠出) 〔第131条〕この基金の実施事業所が減少する場合(実施事業所の事業主が、分割又は事業の譲渡により他の実施事業所の事業主以外の事業主にその事業の全部又は一部を承継させる場合〔及び実施事業所に使用される加入者数が、〇〇以上減少した場合〕を含む。)において、当該減少に伴い他の実施事業所の事業主の掛金が増加することとなるときは、当該減少に係る実施事業所(以下この条において「減少実施事業所」という。)の事業主は、当該増加する額に相当する額として次の各号に掲げる額を合算した額を、掛金として一括して拠出しなければならない。</p> <p>一 減少実施事業所が減少しないとしたならば減少実施事業所の事業主が拠出することとなる特別掛金の額の予想額の現価</p> <p>二 減少実施事業所が減少する日の直前の事業年度の末日(当該減少する日が直前の事業年度の末日から起算して4月を経過する日までの間にある場合にあつては、当該直前の事業年度の前事業年度の末日)におけるこの基金の繰越不足金(規則第112条第2項の規定により当該事業年度に繰り越された不足金をいう。)の額に前号の特別掛金の予想額の現価をこの基金の特別掛金の予想額の現価で除して得た率を乗じて得た額</p> <p>2 前項の掛金は、減少実施事業所の事業主が全額を負担する。</p>	<p>(実施事業所の減少に係る掛金の一括拠出) 〔第131条〕この基金の実施事業所が減少する場合(実施事業所の事業主が、分割又は事業の譲渡により他の実施事業所の事業主以外の事業主にその事業の全部又は一部を承継させる場合〔及び実施事業所に使用される加入者数が、〇〇以上減少した場合〕を含む。)において、当該減少に伴い他の実施事業所の事業主の掛金が増加することとなるときは、当該減少に係る実施事業所(以下この条において「減少実施事業所」という。)の事業主は、当該増加する額に相当する額として次の各号に掲げる額を合算した額を、掛金として一括して拠出しなければならない。</p> <p>一 減少実施事業所が減少しないとしたならば減少実施事業所の事業主が拠出することとなる特別掛金の額の予想額の現価</p> <p>二 減少実施事業所が減少する日の直前の事業年度の末日(当該減少する日が直前の事業年度の末日から起算して4月を経過する日までの間にある場合にあつては、当該直前の事業年度の前事業年度の末日) <u>においてこの基金の特別掛金の予想額の現価及び規則第47条に定める特例掛金の予想額の現価並びに積立金の額(「時価で評価した額から別途積立金を控除して得た額；時価で評価した額」とする。)</u>を合算した額が数理債務の額を下回る額に前号の特別掛金の予想額の現価をこの基金の特別掛金の予想額の現価で除して得た率を乗じて得た額</p> <p>2 前項の掛金は、減少実施事業所の事業主が全額を負担する。</p>

2-5. 基準死亡率の見直しおよび2020年度下限予定利率等の改正について

- 基準死亡率及び2020年度継続基準の下限予定利率、非継続基準の予定利率の改正を実施
- 継続基準の下限予定利率は年▲0.1%
- 非継続基準の予定利率は年0.81%

ポイント

三菱UFJ年金ニュースNo.491(3/27)

- 厚生年金保険における「財政の現況及び見通し」の公表に伴う、基準死亡率の見直し(※1)が実施されました。
- 基準死亡率に乗じる各種係数の取扱い、適用時期について行政に確認した内容と合わせてご案内します。
- また、2020年度の継続基準の下限予定利率(※1)、非継続基準の予定利率(※2)は以下のとおりです。
 - ・継続基準の下限予定利率 : 年▲0.1%
 - ・非継続基準の予定利率 : 年0.81%(0.31~1.31%)

※1 [令和2年3月25日告示第89号](#)

※2 [令和2年3月25日告示第88号](#)

予定利率の設定方法と履歴

- ✓ 継続基準における下限予定利率は、10年国債の直近1年平均と5年平均のいずれか低い率を基準に設定されています。
- ✓ また、非継続基準における予定利率は、30年国債の直近5年平均を勘案して設定されています。

年度	継続基準 (下限予定利率)	非継続基準(※3)
2016	0.3%	1.76% (1.408%~2.112%)
2017	▲0.1%	1.46% (1.168%~1.752%)
2018	0.0%	1.24% (0.74%~1.74%)
2019	0.0%	1.05% (0.55%~1.55%)
2020	▲0.1%	0.81% (0.31%~1.31%)

※3 非継続基準の予定利率は、[基金型]代議員会の議決または[規約型]被保険者等の過半数で組織する労働組合等の同意を得ることを前提に、括弧書きの範囲での設定が可能です

2-5. 基準死亡率の見直しおよび2020年度下限予定利率等の改正について

予定死亡率および各種係数の取扱い(適用時期)

財政計算時の取扱い

計算基準日		2020年3月31日以前	2020年4月1日以降
数理債務 標準掛金率	予定死亡率	旧基準死亡率を適用(※4)	新基準死亡率を適用
	係数	<ul style="list-style-type: none"> 男子:0.72~1.0 女子:0.72~1.0 	<ul style="list-style-type: none"> 男子:0.72~1.0 女子:0.72~1.0
最低積立基準額	予定死亡率	旧基準死亡率を適用	新基準死亡率を適用
	係数	<ul style="list-style-type: none"> 男子:0.86 女子:0.86 	<ul style="list-style-type: none"> 男子:0.86 女子:0.86

※4 新基準死亡率を早期に適用することも可

財政検証時の取扱い

計算基準日		2020年3月31日以前	2020年4月1日以降
数理債務	予定死亡率	直近の財政計算で用いた基準死亡率を適用	
	係数	直近の財政計算で用いた係数を適用	
最低積立基準額	予定死亡率	旧基準死亡率を適用	新基準死亡率を適用
	係数	<ul style="list-style-type: none"> 男子:0.86 女子:0.86 	<ul style="list-style-type: none"> 男子:0.86 女子:0.86
積立上限額	予定死亡率	旧基準死亡率を適用	新基準死亡率を適用
	係数	<ul style="list-style-type: none"> 男子:0.72 女子:0.72 	<ul style="list-style-type: none"> 男子:0.72 女子:0.72

2-5. 基準死亡率の見直しおよび2020年度下限予定利率等の改正について

制度(一部)終了時の取扱い

- 解散・制度終了や一部DC移行時における申請時の取扱い
(残余財産や移換額の計算に、最低積立基準額を用いる)

計算基準日		2020年3月31日以前(※5)	2020年4月1日以降
最低積立基準額	予定死亡率	旧基準死亡率を適用	新基準死亡率を適用
	係数	<ul style="list-style-type: none"> 男子:0.86 女子:0.86 	<ul style="list-style-type: none"> 男子:0.86 女子:0.86

※5 実際の残余財産や移換額を計算する際には、申請時の計算基準日が2020年3月31日以前でも、認可・承認日が2020年4月1日以降であれば、新基準死亡率を用いる必要あり

基準死亡率および係数変更の影響

- 60歳(男子)を例とした、基準死亡率変更の影響は以下のとおり

【継続基準】	平均余命	年金現価率(予定利率2.5%)		
		単純終身	15年保証付終身	20年保証付終身
① 現行基準死亡率	23.63年	17.25859	18.14154	18.94173
② 新基準死亡率	24.47年	17.75612	18.50055	19.21051
③ 変化(②/①-1)	+3.6%	+2.9%	+2.0%	+1.4%

【非継続基準】	年金現価率(予定利率0.81%)		
	単純終身	15年保証付終身	20年保証付終身
① 現行基準死亡率および係数	22.26227	23.17223	24.11461
② 新基準死亡率および係数	22.93383	23.70068	24.53504
③ 変化(②/①-1)	+3.0%	+2.3%	+1.7%

3.その他トピックス

3-1. 労働政策審議会、厚生労働大臣に建議を提出

- 労働政策審議会が「高年齢者の雇用・就業機会の確保及び中途採用に関する情報公表について」(建議)を厚生労働大臣に提出
- 建議を受け、厚生労働省は「高年齢者の雇用・就業機会の確保」等で法的整備を含め、所要の措置を講ずる方向に

～以下、メールマガジン「労働政策審議会、厚生労働大臣に建議を提出(12/30)」転載～

12月25日、労働政策審議会は「高年齢者の雇用・就業機会の確保及び中途採用に関する情報公表について」(以下、建議)を厚生労働大臣に提出しました(※)。

以下、その概要をご案内します。

<建議の位置づけ>

- ・本年6月に閣議決定した「成長戦略実行計画」を踏まえ、労働政策審議会職業安定分科会雇用対策基本問題部会が9月以降6回にわたり議論したもの
- ・今回の建議を受け、厚生労働省においては法的整備も含め所要の措置を講ずるべきとしている

<高年齢者の雇用・就業機会の確保>

1.65歳までの雇用機会の確保について

- ・70歳までの就業機会の確保を推進するにあたっては、その前提として65歳までの希望者全員の雇用確保措置の導入に向けた取組を引き続き行うとともに同一労働同一賃金の施行を踏まえ、60歳以降に継続雇用される労働者の適正な待遇確保等の環境整備が必要

2.70歳までの就業機会の確保について

- ・事業主が一定の措置を講ずることを求める法制度の整備をはじめとした環境整備が必要
- ・65歳までの措置である「高年齢者雇用確保措置の実施及び運用に関する指針」と同様、70歳までの措置に関しても、その指針を定めることが求められる
- ・事業主が70歳までの就業機会の確保に当たり具体的に実施する措置は、以下の内容とすることが適当である
 - (1)「定年廃止」、「定年延長」、「継続雇用制度の導入」
65歳までの雇用確保措置と同様のものとする
 - (2)「他の企業への再就職の実現」
特殊関係事業主による継続雇用制度の導入と同様に事業主間で契約を締結するものとする
 - (3)「個人とのフリーランス契約への資金提供」及び「個人の起業支援」
70歳まで継続的に業務委託契約を締結する制度を設け、どのような事業を制度の対象とするかについては、事業主が導入する制度の中で定めることができる
 - (4)「個人の社会貢献活動参加への資金提供」
事業主が自ら、もしくは委託・出資等を通じて実施する事業に70歳まで継続的に従事できる制度を設ける

3.高年齢者の活躍を促進するために必要な支援について

- ・高年齢者の活躍促進を支援するため、国は関連施策に取り組むことが必要
 - (1)事業主による雇用・就業機会の確保を促進するための支援
 - (2)高年齢者の再就職やキャリア形成に関する支援
 - (3)地域における多様な雇用・就業機会の確保に関する支援

3-1. 労働政策審議会、厚生労働大臣に建議を提出

<中途採用に関する情報公表について>

1. 企業規模について

・情報公表を求める対象は、労働者数301人以上の大企業についてのみ義務とすることが適当

2. 公表項目について

・情報公表を求める項目は、直近3事業年度の正規雇用労働者の採用者数に占める中途採用者数の割合とすることが適当

3. 公表方法

・企業のホームページ等、求職者が容易に閲覧できる方法によることが適当

4. 支援策について

- (1) 自主的な公表が進むよう、中途採用後のキャリアパス・人材育成・処遇等といった定性的な情報の公表を支援することが適当
- (2) 情報公表に関する好事例の収集・周知等を図ることが適当
- (3) 職場情報の見える化の推進、人材確保支援等により一層取り組んでいくことが必要
- (4) 職業選択に資する職場や職業に関する情報の提供のために必要な施策を充実させることを、国の施策として法律上も明確にすることが適当

5. 施行までの期間

・情報公表を求める規定が盛り込まれている他の制度の施行時期や企業実務を踏まえ、適切な準備期間を設けることが適当

<ご参考>

(※)「高年齢者の雇用・就業機会の確保及び中途採用に関する情報公表について」

<https://www.mhlw.go.jp/content/11601000/000580626.pdf>

3-2. 厚生労働大臣、「雇用保険法等の一部を改正する法律案要綱」を労働政策審議会に諮問

- 厚生労働大臣が「雇用保険法等の一部を改正する法律案要綱」を労働政策審議会に諮問
- 「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」等とも、施行期日は2021年4月

～以下、メールマガジン「厚生労働大臣、「雇用保険法等の一部を改正する法律案要綱」を労働政策審議会に諮問(1/10)」転載～

1月8日、厚生労働大臣は「雇用保険法等の一部を改正する法律案要綱」を労働政策審議会に諮問しました(※)。

同要綱には雇用保険法の他に「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」等の両改正案が含まれますが、その内容は概ね、12/30に配信のMUTB年金メールマガジン「労働政策審議会、厚生労働大臣に建議を提出」(以下、URLをご参照下さい)にてご案内の内容に沿うものです。

https://i02.smp.ne.jp/u/mutb_img/nenkon20191230.pdf

一定時間でURL先のファイルを削除いたします。ご了承下さい。

以下、新たに判明した施行期日と合わせて、その概要をご案内します。

<「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」改正案の概要>

- ・定年の定めがある事業主等は、「①定年の廃止」「②定年の引上げ」「③継続雇用制度の導入(「④再就職の実現」を含む)」のいずれかにより70歳までの安定した雇用を確保するよう努めなければならない。ただし、「創業支援等措置」を講ずることにより、70歳までの安定した就業の機会を確保する場合にはこの限りではない
- ・「創業支援等措置」とは、労働者の過半数を代表する者等の同意を得て導入した以下の制度とする
 - (1)高年齢者等が新たに事業を開始する場合等において、事業主との間で委託契約等を締結する制度(「⑤フリーランス契約への資金提供」「⑥起業支援」)
 - (2)定年後等に「事業主が実施する事業」「事業主が団体に委託する事業」「事業主が資金提供その他の援助を行う団体が実施する事業」に従事する制度(「⑦社会貢献活動参加への資金提供」)
- ・事業主による厚生労働大臣への報告事項に、創業支援等措置等に関する状況を加える

<「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」改正案の概要>

- ・国が総合的に取り組まなければならない事項として、「職場又は職業に関する事項の情報提供のために必要な施策」「高年齢者雇用確保措置等の促進のために必要な施策」を規定する
- ・常時雇用する労働者の数が300人を超える事業主は、中途採用者の割合を定期的に公表しなければならない

<施行期日>

- ・両改正案とも、施行期日は2021年4月とされました。

<ご参考>

(※)「雇用保険法等の一部を改正する法律案要綱」

<https://www.mhlw.go.jp/content/11601000/000583028.pdf>

3-3. 国家公務員等の定年延長法案が国会に提出

- ・「国家公務員法等の一部を改正する法律案」(※1)および「地方公務員法の一部を改正する法律案」(※2)を国会に提出
- ・施行日は2022年4月1日

～以下、メールマガジン「国家公務員等の定年延長法案が国会に提出(3/17)」転載～

3月13日、「国家公務員法等の一部を改正する法律案」(※1)および「地方公務員法の一部を改正する法律案」(※2)が国会に提出されました。

【国家公務員法等の一部を改正する法律案】

- (1)定年年齢の段階的引上げ
 - ・現行60歳の定年を段階的に引き上げ65歳とする
(2022～2023年度)61歳、(2024～2025年度)62歳、(2026～2027年度)63歳
(2028～2029年度)64歳、(2030年度以降)65歳
 - ・現行の60歳定年退職者の再任用制度は廃止(段階的引上げ期間中は経過措置として存置)
- (2)役職定年制の導入
 - ・管理監督職(指定職及び俸給の特別調整額適用官職等)の職員は60歳(事務次官等は62歳)の誕生日から同日以後の最初の4月1日までの間に管理監督職以外の官職に異動させる
 - ・公務運営に著しい支障が生じる場合に限り、引続き管理監督職として勤務させる事ができる特例を設ける
- (3)60歳に達した職員の給与
 - ・役職定年により異動した職員の俸給月額異動前の7割水準とする
 - ・評語の区分など人事評価について、施行日までに所要の措置を講じる
 - ・60歳前後の給与水準が連続的なものとなるよう、昇任・昇格・昇給の基準等について2030年3月31日までに所要の措置を講じる
- (4)高齢期における多様な職業生活設計の支援
 - ・60歳以後の定年前退職者を、本人の希望により短時間勤務制の職に採用できる制度を導入(任期は65歳まで)
 - ・当分の間、60歳以後の定年前退職者は定年を理由とする退職と同様の退職手当を算定
- (5)施行日
 - ・2022年4月1日

【地方公務員法の一部を改正する法律案】

- (1)役職定年制の導入
 - ・役職定年の対象範囲及び役職定年年齢は、国家公務員とのバランスを考慮して条例で定める(役職定年の対象範囲は管理職手当の支給対象となっている職を、役職定年年齢は60歳を基本とする)
- (2)定年前再任用短時間勤務制の導入
 - ・60歳以後の定年前退職者を、本人の希望により短時間勤務制の職に採用できる制度を導入(任期は65歳まで)

3-3. 国家公務員等の定年延長法案が国会に提出

(3) 施行日

・2022年4月1日

(注) 地方公務員法で「定年は国の職員につき定められている定年を基準として条例で定める」と規定、また、給与及び退職手当についても均衡の原則に基づき条例で定めると規定されていることから、これらは今後、条例において所要の改正が行われる見込みです

<ご参考>

※1 内閣府「国家公務員法等の一部を改正する法律案」

(概要)<https://www.cas.go.jp/jp/houan/200313/siryou1.pdf>

(要綱)<https://www.cas.go.jp/jp/houan/200313/siryou2.pdf>

※2 総務省「地方公務員法の一部を改正する法律案」

(概要)https://www.soumu.go.jp/main_content/000675581.pdf

(要綱)https://www.soumu.go.jp/main_content/000675582.pdf

4. 年金ニュース・年金メールマガジン 発行履歴(2020年1月～3月)

3. 年金ニュース・年金メールマガジン発行履歴 (2020年1月～3月)

	タイトル	公的年金	企業年金	その他
2019年 12月(*)	労働政策審議会、厚生労働大臣に建議を提出			○
2020年 1月	財政悪化リスク相当額にかかる特別算定方法の見直しに関する告示及び通知の改正について		○	
	厚生労働大臣、「雇用保険法等の一部を改正する法律案要綱」を労働政策審議会に諮問			○
	公的年金の2020年度の年金額改定について	○		
2020年 2月	2020年度下限予定利率および基準死亡率の改正に関する意見募集について		○	
2020年 3月	「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律案」が国会へ提出 ～公的年金関連～	○		
	「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律案」が国会へ提出 ～私的年金関連～		○	
	リスク対応掛金を考慮した事業所減少時一括拠出金の規定について		○	
	国家公務員等の定年延長法案が国会に提出			○
	基準死亡率の見直しおよび2020年度下限予定利率等の改正について		○	

*は前回の三菱UFJ年金ニュース特別版(2019.10～2019.12)発行後に発行された情報です。

MEMO

MEMO

MEMO

MEMO

-
- 本資料に記載している見解等は本資料作成時における見解等であり、経済環境の変化や相場変動、年金制度や税制等の変更によって予告なしに内容が変更されることがあります。また、記載されている推計計算の結果等につきましては、前提条件の設定方法によりその結果等が異なる場合がありますので、充分ご注意ください。
 - 本資料は、当社が公に入手可能な情報に基づき作成したものです。その内容の正確性・完全性を保証するものではありません。施策の実行にあたっては、実際の会計処理・税務処理等につき、顧問会計士・税理士等にご確認ください。ようお願い申し上げます。
 - 本資料の分析結果・シミュレーション等を利用したことにより生じた損害については、当社は一切責任を負いません。
 - 当レポートの著作権は三菱UFJ信託銀行に属し、その目的を問わず無断で引用または複製することを禁じます。

本資料に関するお問い合わせ先

三菱UFJ信託銀行

年金コンサルティング部

03-6747-0414

(受付時間:9:00~17:00(土日・祝日除く))